

運 営 方 針

■ 事業の目的と運営の方針

事業の運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 当事業所は、市町村から要介護認定に係る調査の委託があった場合は、これを受託し、訪問調査を実施する。 2 事業所は、要介護者が保険医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境及びその家族の希望を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者との連携調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行う。 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏りすることのないよう、公正中立に行う。 4 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営」に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日付)第13条の取扱い方針を遵守する。
---------	--

■ サービス利用のために

事 項	有・無	摘 要
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される場合はお申出ください
調査(課題把握)の方法	有	全社協版
介護支援専門員への研修の実施	有	年1回以上の研修
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	有	無料

事業所の概要

■ 事業所の名称

事業所名	フランセーズ悠居宅介護支援事業所
所在地	長野市吉田四丁目 19 番 5 号
介護保険事業所番号	2070101445
通常の事業実施地域	長野市

★ 上記地区以外の方でもご希望の方はご連絡ください。

■ 施設の職員体制

区分	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	1名		事業所の統括	1名
介護支援専門員	3名	1名	ケアプラン作成	4名

■ 営業日・営業時間

営業日	毎週 月～金曜日
営業時間	8:30～17:30

利用者負担金

■ 利用費用について

- (1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担金はありません。保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日住所地の市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

認定介護度区分	要介護度 1・2	要介護度 3・4・5
費用	10,420円	13,530円

以上単価の数値

(2) 交通費

通常の事業の実施地域（長野市）にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

お客様は何時でも契約を解除することができます。料金は一切かかりません。

■ 居宅介護支援の内容、提供方法

居宅サービスの作成	<p>事業者は、次の事項を介護支援専門員に担当させます。</p> <p>① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。</p> <p>② 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</p> <p>③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。</p> <p>④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料などについて利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。</p> <p>⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。</p>
経過観察・再評価	<p>居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。</p> <p>① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。</p> <p>② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。</p> <p>③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。</p>

■ 相談窓口・苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用の場合の相談	<p>当事業所ご利用のお客様相談・苦情担当 福島 嘉宏</p> <p>電話番号 026-258-7059</p> <p>受付時間 月～金曜日 8:30～17:30</p> <p>担当者 介護支援専門員</p>
--------------	--

★ 公的機関においても、次の機関において相談や苦情申立てができます。

長野市保健福祉部 介護保険課	<p>所在地 長野市大字鶴賀1613</p> <p>電話番号 026-224-7871</p> <p>FAX 026-224-5247</p>
長野県国民健康保険 団体連合会	<p>所在地 長野市大字西長野字加茂北143-8</p> <p>電話番号 026-238-1555</p> <p>FAX 026-238-1560</p>